

官公庁におけるバリアフリー化の推進に関する行政評価・監視 《評価・監視結果に基づく通知に対するその後の改善措置状況（6ヶ月後）》

1 特定施設の整備

調査結果

国の33庁舎に係るバリアフリーに関する整備状況を調査した結果、さらに改善の余地のあるものを31庁舎において209事例把握。

その後の改善措置状況

関係行政機関からは、次のとおり、さらに改善の余地のあるものについては77事例を既に改善し、残りの132事例については、平成19年度以降予算措置を講じて改善していくとの回答があった。

- ① 既に改善したものは次のものなど77事例
 - ・車いす使用者用駐車施設の区画の幅員が基準を満たしていないもの
 - ・傾斜路上端に近接する廊下等に注意喚起を促すための点状ブロックが敷設されていないもの
 - ・階段の踏面の側端に杖等の脱落防止のための立ち上げのないもの
 - ・手すり付き床置き式小便器が設置されていないもの
 - ・排水溝の蓋に杖先や車いすのキャスターが落ち込む恐れのある構造となっているもの
- ② 平成19年度以降に改善する予定であるものは次のものなど132事例
 - ・視覚障害者誘導用ブロックの色彩に床面と明度差がなく弱視者に分かりづらいもの
 - ・車いす使用者用便房内の通報装置等が設置されていないもの
 - ・エレベーター内の押しボタンに点字表示がないもの

2 特定施設の維持管理・運用

調査結果

国の34庁舎におけるバリアフリー関係施設の維持管理・運用状況を調査した結果、改善の余地のあるものや配慮が十分とはいえないものを20庁舎において29事例把握。

その後の改善措置状況

関係行政機関からは、次のとおり、改善の余地のあるものや配慮が十分とはいえないものについては28事例を既に改善し、残り1事例については平成19年度内に予算措置を講じて改善していくとの回答があった。

- ① 既に改善したものは次のものなど28事例
 - ・視覚障害者誘導用ブロックで案内している呼び出しボタンに点字表示がないもの
 - ・インターフォンが自動販売機の陰になっており、視認しにくいもの
- ② 平成19年度内に改善する予定のものは次の1事例
 - ・視覚障害者誘導用ブロックの上に障害物がかかっているもの